

土木建築部情報ネットワーク電子機器賃貸借特記仕様書

- 1 件 名 土木建築部情報ネットワーク電子機器賃貸借及び保守に関する契約
- 2 履行期間 令和2年7月1日から令和7年6月30日まで
- 3 電子機器設置場所 本庁11階 技術・建設業課

4 内容

(1) 以下の要件を満たすWebベース文書管理ソフトウェアを調達し納品すること。

(1-1) 文書登録・閲覧・表示機能に関する以下の操作をWebブラウザから行えること。

ア. 登録可能なファイル等は以下のとおりとする。

①文書ファイル JTD/DOC/DOCX/DOCM/XLS/XLSX/TXT/CSV/XML/RTF/XLT/XJS/
XLW/DBF/XLSM/XLTM 形式等

②その他ファイル PDF/XBD/XDW/JPG/BMP/WAV/WMV/HTM/HTML 形式等

③フォルダ 等

イ. システムのトップページにフォルダを作成することなく、ファイルの登録が可能であること。

ウ. フォルダ、ファイルによる階層構造での管理が可能で、階層構造をWebブラウザ上で表示する機能を有すること。

エ. ブラウザでの表示方法は、リスト表示、サムネイル表示のどちらかを選択できること。

オ. フォルダやファイルに対して、「基本属性情報」の付与が可能であること。「基本属性情報」は、ファイル名、キーワード、所有者、作成者、更新日とする。

カ. 同一ファイル名で版管理が可能であること。版管理機能として、最大保存版数として100版以上の設定が可能であること。過去の版の中から任意の版をユーザーへ公開可能であること。版を改訂登録する際に、改訂者によるコメントの追加が可能であること。

キ. ファイルが新規登録であることを示すアイコンを表示する機能を有すること。

ク. 新規登録したファイル(1時間、1日、2日、3日、4日以内に登録したファイル)の一覧表示機能があること。

ユーザーにアクセス権があるファイルのみが表示されること。

ケ. ファイルに有効期限を設定する機能を有すること。

- コ. ファイルがテキスト情報を含むファイルの場合、テキスト情報の先頭 256 文字の文字列を抽出可能であること。
- サ. Web ブラウザ上で各ファイル（ビットマップファイル、TIFF、JPEG、GIF、XDW）のサムネイル表示が可能であること。
- シ. ファイルの閲覧機能を有し利用者が「承認」、「否認」の回答を送信者へ返す機能を有すること。
- ス. 文書の追加、変更、新規バージョンの追加、属性の変更、権限の変更、所有者の変更、場所の変更等の新着情報をあらかじめ指定した宛先にオブジェクトの URL が書かれたメールが自動的に送信され、最新情報をタイムリーに入手できること。
- セ. 文書は Web ブラウザ上に表示されているコレクションに直接ドラッグ&ドロップで登録できること
- ソ. 登録されているファイルを複数選択し、zip ファイルにまとめてダウンロードする機能を有すること

(1-2) 検索機能に関する以下の操作を Web ブラウザから行えること。

- ア. 登録文書に対する全文検索機能、属性検索が可能であること。
- イ. 任意のフォルダ配下を検索範囲として指定が可能であること。
- ウ. 検索対象のファイルフォーマットの指定が可能であること。
- エ. システムに登録した以下のファイルの全文検索が可能であること。
 - ① Microsoft Word・Excel・PowerPoint 日本語版
 - ② Adobe PDF
 - ③ 一太郎文書
 - ④ Microsoft リッチテキスト
 - ⑤ テキストファイル
 - ⑥ HTML ファイル
 - ⑦ XML ファイル
 - ⑧ DWG ファイル
 - ⑨ XDW (OCR 処理済みファイル含む)
- オ. 英数字に対してワイルドカードを使用した検索が可能であること。
- カ. 「AND」、「OR」、「AND NOT」を使用した論理演算子での検索が可能であること。
- キ. 検索結果の表示件数をあらかじめ決められた件数の中から指定可能であること。
- ク. 検索結果の絞込みを行う機能を有すること。

(1-3) コミュニケーション機能に関する操作を Web ブラウザから行えること。

- ア. 掲示板の登録が可能であること。掲示板には、文字情報以外にファイルを登録する機能を有すること。

イ. 予定表の登録が可能であること。登録した予定表に、ユーザーやグループの予定を表示可能であること。予定表は、月表示、週表示、日表示の切り替えが可能であること。

ウ. Wiki、ブログを登録する機能を有すること。

(1-4) セキュリティ機能に関する操作を Web ブラウザから行えること。

ア. システムを利用するには、ユーザーID パスワードによる認証を必要とすること。
また、パスワードを構成する最小文字数を設定する機能を有すること。

イ. ユーザー区分として、以下の3種類のユーザーを設定可能であること。

① ゲストユーザー：システムにログインしないで、ファイルやフォルダの検索/閲覧を行うことが可能なユーザー

② 登録ユーザー：システムにログインして、ファイルやフォルダの検索/閲覧やアクセス権の設定などを行うことが可能なユーザー

③ 管理者ユーザー：システム全体を管理するユーザー

ウ. 管理者ユーザーは、以下のシステム管理権限を登録ユーザーに委譲する機能を有すること。

① サイト管理：システム内のすべてを管理する権限

② コンテンツ管理：システム内のすべてのコンテンツを管理する権限

③ アカウント管理：ユーザーIDに関するすべての内容を管理する権限

エ. 管理者ユーザーは、以下のアクセス権の設定が可能であること。

① 属性情報の読み取り

② コンテンツの閲覧

③ 属性情報の変更

④ コンテンツの書き込み

⑤ 管理（削除、アクセス権の変更、コンテンツ所有者の変更）

⑥ 検索の利用許可

⑦ システムに登録したフォルダやファイル単位に、アクセス権の設定が可能であること。

⑧ ユーザー単位やグループ単位に、アクセス権の設定が可能であること。

オ. 管理・ログ機能を有すること。

① システム上でユーザーが誤ってファイルやフォルダを削除してしまった場合に、復元する機能を有すること。

② アクセスログの出力が可能であること。

③ ユーザーのログイン状況を表示させる機能を有すること。

④ 文書の登録・作成から廃棄に至る変更履歴を保持し、改訂履歴の記録・保管として利用できること。

(1-5) DocuWorks Desk 連携に関する機能が利用できること。

- ア. クライアント環境の DocuWorks Desk 上から直接、当該サーバへアクセスし、各種権限に従ったドキュメント表示、登録、ダウンロード、検索が行えること。
- イ. DocuWorks 文書に付与されたアノテーションも検索対象になること。
- ウ. クライアント環境の DocuWorks Desk 上から直接、当該サーバへアクセスし、保管されている文書がサムネイル表示されること。ただし、セキュリティの設定（ファイルに暗号化の設定）がされている文書は、サムネイル表示されないこと。
- エ. クライアント環境の DocuWorks Desk 上から属性編集ができること。

(1-6) 下記アかつイを満たす PC から 4 (1) [(1-1), (1-2), (1-3), (1-4)] の動作が可能であること。

ア. OS 環境

- ① Windows 7 日本語版 [32 ビット/64 ビット][SP なし/SP1]
(Ultimate/Professional/HomePremium/Enterprise)
- ② Windows 8 日本語版 [32 ビット/64 ビット][SP なし](Pro/Enterprise)
- ③ Windows 10 日本語版 [Pro/Home/Enterprise/Education]
- ④ Mac OS X 日本語環境 (10.10 El Yosemite /10.11 El Capitan)

イ. Web ブラウザ

- ① Internet Explorer 11.0
- ② Microsoft Edge
- ③ Mozilla Firefox ESR 52
- ④ Apple Safari 8.0/9.0/10.0/11.0
- ⑤ Apple Safari iOS 9.1/10.0/11.0
- ⑥ Google Chrome バージョン 50 以降
- ⑦ Google Chrome for Android バージョン 50 以降および Android™ 6.0 / Android™ 7.1 / Android™ 8.0 との組み合わせ

(2) 4 (1) の動作要件を満たすサーバ、データのバックアップ及びウイルス対策を行う機器を調達し納品すること。

(2-1) 4 (1) ソフトウェアの動作要件を満たすサーバ要件は以下のとおりとする。

- ア. CPU 6 コア以上のプロセッサを 2 個搭載すること
- イ. メモリー それぞれの CPU 毎に 16GB 以上であること
- ウ. HDD 各 HDD が、2TB 以上であること。
HDD は、4 台とすること。

SAS 構成で 7200RPM 以上であること。

RAID5 構成とすること。

- エ. OS Microsoft Windows Server 2016Standard 日本語版とすること。
- オ. モニタ及びキーボード 折りたたみ収納可能なラックマウントタイプであり、モニタは 15inch 以上であること。
- カ. その他サーバ及びソフトウェアを動作させるために必要な機器
- キ. 全庁ネットワークにおいて配付されるウイルス対策ソフト（株式会社シマンテック製品）へ動作保証のあるものとする。
- ク. 将来のサーバ増設に対応できるよう仮想環境を構築し、文書管理ソフトウェア領域以外に、もう一つ仮想サーバを構築すること

(2-2) バックアップ構成要件

- ア. バックアップソフトは、(2) (2-1) で調達したサーバに対して動作保障のあるものとする。
- イ. バックアップは外付け HDD (6TB 以上) に行うものとする。
- ウ. バックアップは、文書管理ソフトウェア領域と、もう一つの仮想サーバも対象とすること。

(2-3) UPS 構成要件

- ア. UPS は、(2) (2-1) ~ (2-3) で調達したサーバ構成に対して安全に電源を切れる時間を確保できるものであること。
- イ. UPS は、自動シャットダウンが出来るものとし、サーバ構成と連動させること。

(2-4) その他留意事項

- ア. サーバラックは調達しないこと（既存サーバラックあり）。
サーバラックに格納するため、ハードウェアは、サーバラック HDV 42-1020ws-s に設置可能な E I A 規格を満たすものとする。
サーバラックに設置する機器一式は、4U 以下で構成すること。
- イ. 保守を含めることが可能な機器については、賃貸借期間中の保守を含めて調達すること（5 年）。
- ウ. システムのバックアップ、ウイルス定義ファイルの更新等運用は自動化し、サーバ設置場所は電源断以外立ち入らないことを想定すること。
- エ. DVD ドライブ (readonly とすること)、USB2.0 以上ポート（4 つ以上）を設置すること。

(3) 環境のデータ移行作業

現在稼働中の Web ベースの文書管理ソフトウェアである富士ゼロックス製 DocuShare6.6 のデータベース、格納されたデータファイルを維持したまま、4(1)(2)で納品するソフトウェア及びサーバに移行すること。

ア. 文書数は、110,155 文書以上

イ. フォルダ数は、14,619 以上

ウ. 格納ファイルフォーマットは下記記載のとおりとする。

- ① Microsoft Word・Excel・PowerPoint 日本語版
- ② Adobe PDF
- ③ ジャストシステム 一太郎
- ④ Microsoft リッチテキスト
- ⑤ テキストファイル
- ⑥ HTML ファイル
- ⑦ XML ファイル
- ⑧ XDG ファイル
- ⑨ XDW (OCR 処理済みファイル含む)

(4) 其他必要な作業及び物品調達

(4-1) 上記(1)～(3)のほか、〇〇情報ネットワーク運用に必要な作業及び物品の調達を行うこと。

(4-2) 其他留意事項

ア. 電源工事について、本庁サーバ室については、原則として分電盤までを県側で用意する。

原則として、分電盤以降の電源工事を見込むこと。

ただし、電圧が 100v、電源容量が 550w 程度であれば、本庁サーバ室の接地極付コンセントを利用できる。その際の電源ケーブルの長さは 2m 程度を見込むこと。

イ. LAN ケーブルについては、20m 程度を見込むこと。

(5) 本システムの機能を提供する機器、ソフトウェア（令和 7 年 6 月までのシステム保守を含む。）について、問題なく運用が可能な状態で、3 の示す場所に納入及び設置すること。

土木建築部情報ネットワーク電子機器賃貸借及び保守に関する契約（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「発注者」という。）と株式会社〇〇（以下「受注者」という。）は電子計算機器等（以下「機器」という。）の賃貸借及び保守について下記条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約書は、機器を発注者が常時正常な状態で稼動し得るように、受注者が保守し、発注者の使用に供することを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は令和2年7月1日から令和7年6月30日までとする。

（契約対象機器及び設置場所）

第3条 この契約の対象とする機器は、別紙特記仕様書のとおりとする。

設置場所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 土木建築部 技術・建設業課

（賃貸借料）

第4条 機器の賃貸借料（保守料金込）は、総額 円（月額 円
× 60ヶ月）とする。

うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額総額 円

（支払条件）

第5条 発注者は、受注者の毎月発行する適法な請求書により請求を受けたときは、受注者の契約履行を確認し、受注者から請求を受けた日から起算して、30日以内に当該請求金額を受注者に支払うものとする。

2 発注者は自己の理由により料金の支払を遅延した場合は、受注者に対して、前項の期間満了の翌日から支払いの日まで、年率2.6%の割合で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。

（保守）

第6条 受注者は、機器を発注者が常時正常な状態で使用できるよう点検調整を行うものとする。

2 受注者は、機器が故障した場合、発注者の要請により、速やかに保守技術要員を派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

3 発注者は、機器の保守が円滑に行われるよう、派遣する保守技術要員に対し、必要な協力を行うものとする。

（保険）

第7条 受注者は、受注者の費用で機器に動産総合保険を付保するものとする。

(損害賠償)

第8条 受注者は、発注者が故意又は重過失によって機器に損害を与えた場合は、その賠償を発注者に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者に請求しないものとする。

(設置場所の変更)

第9条 発注者は、第3条に規定する設置場所を変更する場合は、予め受注者に通知するものとする。

(機密の保持)

第10条 受注者及び受注者が指定する第三者は、保守の実施にあたって知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らす等、他の目的に利用してはならない。

(セキュリティポリシーの遵守)

第11条 受注者は、本契約に基づき業務を遂行するにあたって「沖縄県情報セキュリティ基本方針」及び「沖縄県情報セキュリティ対策基準」に定める事項を遵守するものとする。

2 受注者は、業務の遂行にあたって、セキュリティポリシーに定める事項が遵守できる体制を整えるとともにセキュリティポリシーの遵守に関して従業員に教育を実施するものとする。

(契約の解除)

第12条 発注者は、契約を締結した後において本契約に係る発注者の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除できるものとする。

2 発注者又は受注者は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反した時は、文書による通知をもって、直ちにこの契約を解除することができる。

(機器の返還)

第13条 第2条によりこの契約が終了し、又は第12条により解除した場合、発注者は機器を速やかに受注者に返還しなければならない。

(機器借入期間満了後の記録媒体の処分)

第14条 受注者は、記録媒体内のデータを消去する場合は、記録媒体内のデータを完全に消去し、その作業が完了した旨の証明書を発注者に提出すること。

2 受注者は、記録媒体の廃棄を行う場合は、発注者の許可を得るとともに、廃棄を行った日時、担当者職氏名及び処理内容を記録した書面を、発注者に提出すること。

(その他)

第15条 発注者は、機器が受注者の所有であることを示す表示等を毀損する等、機器

の原状を変更するような行為をしてはならない。

第16条 受注者は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を遵守するものとする。

第17条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者で協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し発注者及び受注者それぞれ記名捺印の上各自1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

発注者 住所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
氏名 沖縄県知事 玉城 康裕

受注者 住所
氏名